

河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 9月25日

河合町長 清原和人

河合町条例第24号

河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年3月河合町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育支給認定保護者」に改め、同項第1号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「1号認定こども」を「1号認定子ども」に、「別表第1のとおりとする」を「無償とする」に改め、同項第2号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、「及び同項第3号の認定を受けた支給認定子ども（以下「3号認定子ども」という。）」を削り、「別表第2のとおりとする」を「無償とする」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 法第19条第1項第3号の認定を受けた教育・保育給付認定子ども（以下「3号認定子ども」という。）の利用者負担額は、別表のとおりとする。

第4条第1項中「町立保育所」を「町が設置する特定教育・保育施設」に、「支給認定保護者」を「教育・保育支給認定保護者」に、「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に改め、同条第2項中「町立幼稚園及び町立保育所」を「町が設置する特定教育・保育施設」に、「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に改める。

第5条中「町立保育所」を「町が設置する特定教育・保育施設」に、「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に改める。

第6条中「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に改める。

第7条の見出し中「主食費用」を「主食費及び副食費」に改め、同条中「町立保育所」を「町が設置する特定教育・保育施設」に改め、「主食」の次に「及び副食」を加え、「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に、「主食費用」を「主食及び副食に要する費用」に改める。

附則第3項を削る。

別表第1を削る。

別表第2を別表とし、同表第1項中

「

利用者負担の月額（単位：円）		
0～2歳児	3歳児	4～5歳児
0	0	0
0	0	0
7,200	4,800	4,800
7,200	4,800	4,800
15,600	13,200	13,200
7,200	4,800	4,800
24,000	21,600	21,600
24,000	21,600	21,600
35,600	28,900	24,000
48,800	28,900	24,000
64,000	28,900	24,000
65,800	28,900	24,000

」を

「

利用者負担の月額（単位：円）
0～2歳児
0

0
0
7, 200
15, 600
7, 200
24, 000
24, 000
35, 600
48, 800
64, 000
65, 800

」に

改め、同表第2項中

「

利用者負担の月額（単位：円）		
0～2歳児	3歳児	4～5歳児
0	0	0
0	0	0
7, 200	4, 800	4, 800
7, 200	4, 800	4, 800
15, 200	12, 900	12, 900
7, 200	4, 800	4, 800
23, 500	21, 100	21, 100

23,500	21,100	21,100
34,800	28,300	23,500
47,800	28,300	23,500
62,700	28,300	23,500
64,400	28,300	23,500

」を

「

利用者負担の月額（単位：円）	
0～2歳児	
	0
	0
	0
	7,200
	15,200
	7,200
	23,500
	23,500
	34,800
	47,800
	62,700
	64,400

」に

改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。